

帯広市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する基本方針～

平成27年4月

帯広市通学路安全対策連絡協議会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が相次いで発生したことから、平成24年7月から8月にかけて関係機関と連携して市内小学校の通学路において緊急合同点検を実施し、必要な対策の検討・実施を行ってきました。

この度、通学路の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するため、関係機関の連携体制を構築し、「帯広市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていきます。

2. 帯広市通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーで構成する「帯広市通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定したものです。

北海道開発局帯広開発建設部
十勝総合振興局帯広建設管理部
帯広警察署
帯広市校長会
帯広市PTA連合会
帯広市総務部危機対策課
帯広市都市環境部管理課
帯広市都市環境部土木課
帯広市都市環境部道路維持課
帯広市教育委員会学校教育部学校地域連携課
帯広市教育委員会学校教育部学校教育指導課

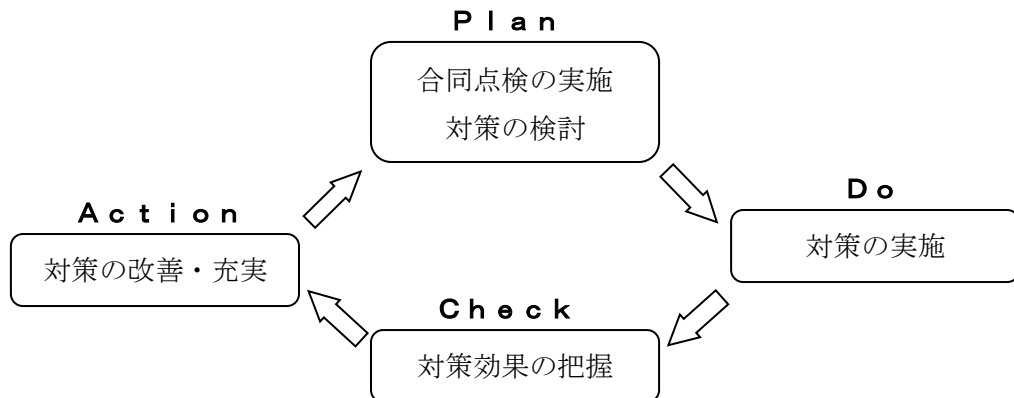
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、学校からの報告や危険箇所の合同点検などにより状況を把握し、関係機関で連携・協議のうえ、当該箇所に対する効果的な対策を検討・実施していくとともに対策効果の把握に努め、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検の実施 (Plan)

学校からの報告に基づき、早急に対策が必要な危険箇所、交通状況の変化や通学路の変更による新たな危険箇所など、緊急性や危険性などを勘案し、必要に応じて、小中学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、地域住民等が参加する合同点検を実施します。

(3) 対策の検討 (Plan)

学校からの報告や合同点検の結果等に基づき、対策が必要であると判断した場合には、箇所ごとに、具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (Check)

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、効果を把握するための手法を検討したうえで、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表します。

帯広市通学路交通安全プログラム実施要領

1 目的

帯広市通学路安全対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において策定した帯広市通学路交通安全プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、関係機関が連携した取組を推進し、通学路の安全確保を図ることを目的とする。

2 定義

このプログラムにおいて、通学路とは、児童生徒が通学のために通常使用する国、北海道又は市が管理する道路等のうち、小学校長及び中学校長（以下「校長」という。）が、帯広市教育委員会が定める通学路の設定基準に基づき指定した区間をいう。

3 プログラムに基づく取組

(1) 学校における通学路の点検及び報告

ア 校長は、毎年度、校区内の全ての通学路の安全点検を実施する。

イ 校長は、毎年度、教育委員会が定める日までに、校区内の通学路を記載した図面を届け出るとともに、アの点検の結果を別紙「通学路安全点検報告書」により教育委員会に報告する。

ウ 校長は、(1)イの報告後においても、対策必要箇所として報告すべき箇所がある場合には、随時、教育委員会に報告することができる。

(2) 合同点検の実施

教育委員会は、(1)イ及びウにより報告を受けた対策必要箇所について、緊急性や危険性を勘案し、関係機関等による合同点検の実施が必要であると判断した場合には、当該学校の教職員のほか、必要に応じて、道路管理者、警察、保護者、地域住民等が参加する体制を整えて、合同点検を実施する。

(3) 連絡協議会の開催

ア 連絡協議会の委員長（以下「委員長」という。）は、全ての学校から(1)イの報告があった後（合同点検を実施した場合は実施後）、連絡協議会を招集する。また、(1)ウの報告があった場合には、必要に応じ、連絡協議会を招集する。

イ アにかかわらず、委員長は、必要に応じ、連絡協議会を招集することができる。

(4) 対策の検討

連絡協議会は、(1)イ及びウにより対策必要箇所と報告を受けた箇所並びに(2)の合同点検を実施した箇所について、対策が必要であると判断した場合には、箇所毎に、具体的な対策を検討する。

(5) 対策の実施

関係機関は、検討した対策を実施する。対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

(6) 対策効果の把握

連絡協議会は、対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、効果を確認する手法を検討した上で、対策の効果の把握に努める。

(7) 対策の改善・充実

連絡協議会は、対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4 公表等

教育委員会は、点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、帯広市ホームページで公表する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関する必要な事項は、連絡協議会において決定する。

附 則

この要領は、平成27年4月21日から施行する。